

当薬局の設備・機能及び処方箋応需にあたって提供するサービスの概要

1. 当薬局は、厚生労働大臣が定める基準を満たした調剤を行っている薬局です。
2. 当薬局は、どの保険医療機関の処方箋でも応需します。
当薬局周辺の保険医療機関をはじめ大学病院などの保健医療機関の処方箋を応需しています。
3. 当薬局は、休日や夜間も処方箋を受付けます（詳しくは別掲示を参照ください）。
4. 当薬局は、生活保護法、感染症法、障害者自立支援法などの各種公費負担医療のほか労災医療に係る処方箋も受付けます。
5. 当薬局は、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進に積極的に対応しています。ただし、医師の指示や在庫状況等により先発医薬品で調剤することがあります。
6. 当薬局は、調剤管理料を算定しています。患者さんの服用薬剤の種類や服用経過などを記録した「薬剤服用歴の記録」を作成し、薬剤によるアレルギーや副作用の有無を確認させていただいています。また、複数の病院・診療所から薬剤が処方されているような場合には、服用薬同士の重複や相互作用をチェックします。そのため、体質、副作用・アレルギー歴、他医院の受診や併用薬、服薬状況などについてお伺いいたしますので、ご協力をお願い申し上げます。
7. 当薬局は、服薬管理指導料を算定しています。初めて服用される薬や処方変更があった場合に薬の効能、服用にあたってご注意いただきたい点などを文書にして提供し、服薬指導を行います。また、ご自身の薬の服用歴を記録するための専用の手帳（おくすり手帳）を作成することをおすすめしています。この手帳によって、かかりつけの医師、歯科医師や訪問看護師、ケアマネージャーなどケアを担当する者が患者さんの服薬状況を確認することができます。
8. 当薬局は、処方箋による医師の指示があるときは、在宅で療養されている患者さん宅を訪問して薬学的管理及び服薬指導を行います（詳しくは別掲示を参照ください）。
9. 当薬局は、有効かつ安全に薬物療法を受けていただくために、処方した医師に問い合わせを行う場合があります。また、必要があれば、患者さんの了解のもと、患者さんの服薬状況などについて処方医に情報提供します。
10. 当薬局は、処方された薬剤の使用状況等について、継続的な把握が必要と思われる際は患者さんの了承のもと、必要な服薬指導を行います。
11. 当薬局は、処方箋に「情報通信機器等を用いた服薬指導（オンライン服薬指導）」の指示があるときは、患者さんの意向に従いオンライン服薬指導を行います（詳しくは別掲示を参照ください）。